



News Release

05-D-572

2005年11月1日

城北フレンド・ファンド 2 信託受益権
 城北信用金庫をオリジネーターとした中小企業CLOの予備格付け

第1受益権 「AAA」 (トリプルA)
 第2受益権 「AAA」 (トリプルA)
 第3受益権 「BBB」 (トリプルB)

株式会社日本格付研究所(JCR)は、以下の貸付債権を裏付けとする信託受益権の予備格付けをいたしましたので、お知らせします。この予備格付けは、11月1日時点までの情報に基づくもので、最終的な検討を行い正式な格付けを決定します。

<流動化対象債権>

| | |
|-----------|------------------------|
| 債 権 の 内 容 | 城北信用金庫がオリジネートした貸付債権プール |
|-----------|------------------------|

<当事者>

| | |
|-------------------|--------------|
| 委 託 者 兼 サ ー ビ サ ー | 城北信用金庫 |
| 受 託 者 | 株式会社しんきん信託銀行 |
| バックアップサービス | 当初設定なし |
| 保 証 者 | 中小企業金融公庫 |

<信託受益権の内容>

| | |
|-----------------|---|
| 発 行 金 額 | 第1受益権:81.5億円(貸付債権元本に対する劣後比率13.4%) 第2受益権:8.83億円(貸付債権元本に対する劣後比率4.05%) 第3受益権:1.95億円(貸付債権元本に対する劣後比率1.98%) |
| 信 託 開 始 日 | 2005年11月15日 |
| 信 託 受 益 権 譲 渡 日 | 2005年11月15日 |
| 償 還 方 法 | 第1受益権:3ヶ月毎コントロールド・アモチゼーション 第2受益権・第3受益権:3ヶ月毎パススルー (加速償還事由発生の場合はすべてパススルー償還に変更) |
| 信 託 期 間 満 了 日 | 2010年11月30日 |
| 信用補完・流動性補完措置 | 優先劣後構造 現金準備金 |

格付けは、信用すべき情報に基づいたJCRの意見の表明であり、その正確性、完全性、特定の目的への適合性等は一切保証されておりません。また、格付けは、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の売買・保有を推奨するものではありません。格付けは原則として発行者から対価を受領して行っております。

※無断コピー・転送は固くお断りします。

株式会社 日本格付研究所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

<情報提供電子メディア(検索コード)>

BLOOMBERG (和文:JCRA/英文:JCR) REUTERS (EJCRA)

QUICK (和文:QR/英文:QQ) TELERATE JIJI PRESS

<お問い合わせ先>

TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026 担当: 情報・研修部

http://www.jcr.co.jp



News Release

【格付事由】

1. スキームの概要

- (1) 本件は、城北信用金庫(以下「城北信金」)が証券化を前提に中小企業403社に対して実行した貸付債権(以下「原債権」)を、中小企業金融公庫(以下「中小公庫」)の部分保証を付して証券化したもの。中小公庫の保証型スキームを利用して証券化を行うのは、城北信金が信用金庫としては初めてとなる。
- (2) 城北信金は原債権をしんきん信託銀行(以下「しんきん信託」)に信託し、しんきん信託は原債権を裏付けとして第1受益権ないし第3受益権(以下「本受益権」と総称)および劣後受益権を交付する。本受益権は投資家に譲渡され、劣後受益権は城北信金が保有する。
- (3) 貸付債権の信託設定に際しては、債務者の確定日付のある証書による異議なき承諾により債務者対抗要件ならびに第三者対抗要件を具備する。本受益権の譲渡に際しても、しんきん信託の確定日付のある証書による異議なき承諾により債務者対抗要件ならびに第三者対抗要件を具備する。
- (4) 原債権の回収事務は城北信金に委任されており、債務者からの月次の返済金はしんきん信託へ即日送金される。本受益権の元本償還・配当交付は3ヶ月毎に行われ、劣後受益権への元本交付は、本受益権へのすべての元本償還・配当交付が完了するまで留保される。
- (5) 債務者の信用破綻や原債権の3ヶ月超延滞などの保証事故が発生した場合、中小公庫がしんきん信託に対し、原則として当該債権の元本ならびに一部未収利息、遅延損害金の7割相当額を代位弁済する。

【主な保証事故】

- ① 債務者の支払停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始、特別清算開始若しくは会社更生手続開始の申立て
- ② 債務者の手形不渡又は手形交換所の取引停止処分
- ③ 債務者の城北信金に対する預金等の債権について差押、保全差押又は仮差押の命令又は通知が裁判所から発せられたこと、又は城北信金の債務者に対する当該債権以外の貸付に係る担保目的物への差押若しくは競売手続の開始があったこと
- ④ 元本若しくは利息の延滞後3ヵ月経過又は所定の期日に完済できなかったこと
- ⑤ 債務者の休業、廃業、甚大な火災、若しくは事業実態不明又は代表者の所在不明
- ⑥ 債務者の解散(合併によるものを除く)
- ⑦ ①のほか、債務者が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたこと
- ⑧ 債務者に係る連帯保証人が上記の一つにでも該当したこと

⑨ その他、貸付の返済が困難と認められる事由があること

(6) 第1受益権の発行額は、中小公庫の部分保証が付されていない場合のAAA格の金額に相当し、第2受益権までの累積発行額は中小公庫の部分保証の存在を考慮したAAA格の金額に相当する。第3受益権までの累積発行額は、中小公庫の部分保証の存在を考慮したBBB格の金額に相当する。

本件の予備格付けは、

- ・第1受益権および第2受益権については、期日通りの収益配当と信託期間満了日までの元本の全額償還
- ・第3受益権については、信託期間満了日までの収益の全額配当と元本の全額償還

の確実性を評価したものである。

2. 関係当事者の概要

○城北信金(委託者、サービサー)

東京都北区に本店を置く資金量2兆3,000億円超の信用金庫。2004年1月、荒川区に本店を置く日興信用金庫、太陽信用金庫、荒川信用金庫、北区に本店を置く王子信用金庫が合併して発足、資金量規模は信用金庫の中で全国3位。店舗ネットワークは荒川区を中心として、東京都・埼玉県・千葉県に全119店舗(うち出張所33ヶ所、05年7月末現在)を展開している。

05年3月期における業務純益は168億円、当期純利益は4.4億円、単体自己資本比率は7.01%。

○中小公庫(保証者)

中小企業に対する事業資金の円滑な供給を目的に融資、証券化支援、信用保険を手がける特殊法人で、わが国の中小企業政策における金融面の実務執行機関と位置づけられる。設立は1953年で、融資業務からスタートし、04年7月より証券化支援業務を開始している。

証券化支援業務には、自らがオリジネーターとなりCLOを組成する自己型、複数の金融機関の実行した貸付債権プールを買取りCLOを組成する買取型、単独の金融機関の行った融資に対して、7割を超えない範囲で保証を付ける保証型の3種類があり、本件は第3回目の保証型によるCLOとなる。

05年11月1日現在、中小公庫の長期債格付けは「AAA」。なお、今後の動きとして、経済財政諮問会議が今年11月中にも政策金融改革についての基本方針を取りまとめる予定であり、JCRではその方向性を注視している。

3. キャッシュフローの特徴

○通常時

しんきん信託は、債務者からの利息回収金から、公租公課、信託報酬、その他諸費用(以下「諸費用」)などを支払い、残金から本受益権の配当支払い、現金準備金必要額の積立を行う。以上の支払いを終えた後の残金は、劣後受益者に劣後配当として全額支払われる。一方、利息回収金が上記支払いに不足する場合には、現金準備金、元本回収金からこの順番で当該不足分を補填することができる。

債務者からの元本回収金は、上記諸費用・配当支払への補填後、第1受益権の予定元本償還に充当、残額を第2受益権・第3受益権の各時点での残高で按分し両受益権の元本償還に充てる(パススルー償還)。

原債権に発生した保証事故に対する中小公庫からの代位弁済金は、全額第2受益権の償還に充当される。第2受益権の全額償還後は、第1受益権・第3受益権の順に償還に充てられる。

○加速償還事由発生後

加速償還事由が発生した場合、本受益権の償還方法はいずれもパススルー償還へと変更される。3ヶ月毎に利息回収金により諸費用、本受益権の配当を支払い、元本回収金を第1受益権、第2受益権、第3受益権の順に元本償還に充当する(上位の受益権全額が償還されるまで下位受益権の償還はなされない)。代位弁済金については、まず第2受益権の償還原資に充てられ、第2受益権への償還が完了した後、第1受益権、第3受益権の順に償還原資へと充当される。なお、劣後受益者への配当支払は停止される。

【主な加速償還事由】

- (中小公庫の保証履行済み部分を除いた)管理債権の金額が劣後受益権の金額を超え、劣後受益者への管理債権現物配当ができなかったとき
- 現金準備金が各計算期日において必要とされる現金準備金必要額に不足するとき
- 第1受益権に対して、各交付日に予定償還が行えなかったとき
- 各回収状況確認日における管理債権発生率(=管理債権残高/原債権残高)の過去3ヶ月移動平均が一定の水準を超えたとき
- 城北信金についてサービサー不履行事由が発生したとき
- タックスイベントが発生したとき

○期限前弁済

本件で統一的に使用される金銭消費貸借契約は、原則として期限前弁済を禁止しており、やむをえない事情のある場合に限り、予定弁済スケジュールに基づく未経過利息全額相当の損害金の支払いを条件に、城北信金の事前の承諾があれば、期限前弁済を許容している。当該期限前弁済より発生したキャッシュフローのうち、元本相当額は元本積立勘定に、利息相当額は、利息積立勘定に入金される。なお、当該キャッシュフローのう

ち、通常であれば次回返済日以降に支払いがなされる部分については、元本・利息とも留保金勘定にプールされ、該当する支払日に各々元本積立勘定・利息積立勘定へ繰り入れられる。これにより、期中のキャッシュフローのミスマッチを防いでいる。

4. 想定されるリスクとその評価

(1)対象債権の信用悪化リスク

原債権の保証事故発生による未収元本・未収利息・遅延損害金のうち、原則として7割は中小公庫の保証により補填される。これより、当該リスクについては、第1受益権に対して、保証事故発生に伴い発生する保証履行を考慮した第2受益権、期中発生すると想定される保証事故率に一定のストレスをかけて必要金額を算定した、メザニンポジションである第3受益権ならびに劣後受益権を信用補完措置として設定することで手当てしている。

(2)サービサーの信用悪化に係るリスク

本件では、債務者からの返済金は城北信金に滞留せず、即日でしんきん信託へ送金されることから、コミングリング・リスクは回避されると判断した。

また、本件では、あらかじめバックアップサービサーは設けていないが、城北信金にサービサー不履行事由が発生した場合には、速やかにバックアップサービサーとなりうる先を探してサービサー業務を開始できるよう、信託事務委任契約に定められている。現金準備勘定に積み立てられる現金は、サービサー交代時にキャッシュフローが一定期間中断するリスクをカバーする。

(3)中小公庫による保証債務不履行リスク

本件では、原債権に発生した保証事故のうち、未収元本・未収利息・遅延損害金に関して、原則としてその7割を中小公庫による保証で補填することができるようになっているが、中小公庫がデフォルトした場合、当該保証が実行されなくなる可能性がある。

本件のキャッシュフロー分析では、第1受益権については、中小公庫からの保証がない場合でもAAA相当の信用力で償還されるよう、必要なメザニン・劣後部分を設定している。一方、期中発生すると想定されるAAAシナリオ保証事故発生額の7割の金額に相当する第2受益権については、実質中小公庫の信用力に強く影響されるとみなしており、期中に中小公庫の格付けが変更された場合には第2受益権の格付けの見直しを行う。

(4)中小公庫による保証が免責となるリスク

保証基本約定書では、資金用途、貸付限度額、貸付期間、弁済方法、貸付形態、貸付利率などが中小公庫との取り決めと異なっていることが判明したり、債務者の権利能力や財務諸表などに関する城北信金の表明保証が真実でないことが明らかになったりした場合には、中小公庫は保証債務の履行を免責さ

れることが規定されている。しかし、保証事故債権が免責事由に該当する可能性は限定的であると判断され、また、免責事由に該当した場合には城北信金が当該債権を買い戻すこととなっている。

(5) 真正な譲渡

原債権の信託譲渡ならびに本受益権の譲渡は、関係当事者が真正な譲渡を企図していること、対象債権の経済リスクが受託者であるしんきん信託、ひいては受益者へ適切に移転していること、債務者対抗要件ならびに第三者対抗要件が具備されていることなどから真正な譲渡を構成するものと判断した。

5. 対象債権についての数理分析

(1) 対象債権概要

対象債権は、本件証券化実施を前提として城北信金が新規に募集し、一律の金銭消費貸借契約に基づいて実行した貸付債権である。債務者数は403、債権総額は94.145億円である。原則として、城北信金との取引が2年以上ある債務者が対象となっており、城北信金の内部格付けが正常先である上、中小公庫による保証引き受け審査も通過している先であり、一定以上の信用力があると判断される。

その他の本件に係る主な特徴および参加要件は以下のとおりである。

【対象債権の特徴】

- ・債務者の所在地は東京都(金額ベースで67.3%)を中心として、埼玉県・千葉県に分布している。ただし、城北信金の営業地域を反映して、東京都区部の中でも北東部に強く集中している。
- ・債務者の業種は、建設業・製造業を中心として満遍なく分散している。
- ・資金用途は、運転資金および設備投資資金であり、かつ中小企業金融公庫法に定める中小企業者の用に供する資金に合致するもの(旧債振替は禁止)。
- ・無担保・代表者連帯保証。
- ・募集期間は05年6月20日から9月30日。
- ・最終期限は一律08年11月17日。
- ・返済方法は元本については初回を05年12月15日とし、最終約定返済日を08年11月17日とする毎月元本均等払い、利息については貸付実行日を初回とする毎月先払い。
- ・債権金額は最小500万円、最大が5,000万円。最大集中度0.53%。
- ・原則として期限前弁済禁止。

【参加要件】

- ① 中小企業金融公庫法第2条に規定する中小企業者であること。
- ② 青色申告者であり、法人税に未納がないこと。



News Release

- ③業歴が3年以上で同一の業種を営んでいること。
- ④2期連続の正常決算を有するもの。
- ⑤直近決算の数値が次の全てを満たしていること。
 - ・経常利益を計上していること
 - ・自己資本比率が5%以上であること
 - ・有利子負債月商倍率が12倍以内であること
- ⑥城北信金との与信取引歴が2年以上であること(ただし、公認会計士もしくは監査法人のいずれかの監査証明の提出を受けられる場合、または日本税理士会連合会の中小会社会計基準チェックリストの提出を受けられる場合等中小公庫が認める場合にはこの限りではない)。
- ⑦城北信金と中小公庫の審査のいずれをも通過すること。
- ⑧CRD(Credit Risk Database 中小企業信用リスク情報データベース)による推定デフォルト率が1.5%以内であること。
- ⑨農業・林業・一部の金融保険業・一部の不動産業以外の業種を営むもの。
- ⑩関連会社と同期間に申し込みがないこと。

(2) 定量分析の枠組み

本件の必要劣後比率算出は、キャッシュフローならびに対象債権の特徴を考慮し、小口多数アプローチにより行っている。ベースケースとして対象債権に想定するデフォルト率は、城北信金の既存債務者に関する庫内格付データならびにCRDによる個別債務者への推定デフォルト率を参照し、債務者の経年による信用力悪化を考慮して年1.12%と算定した。なお、CRDによる推定デフォルト率に基づく対象債権プールの金額加重平均デフォルト率は、年0.58%となっている。分析の際には、当該ベースケースに、地域集中リスク、メインバンク集中リスクなどのプール全体に関するリスクを加味したストレス倍率を適用して行っている。

定量分析は2段階に分けて行っている。まず、中小公庫による部分保証がない場合を想定した上で、第1受益権がAAA格相当の信用力を持つような劣後比率を算出した。

次に、中小公庫の保証履行を前提として、第1受益権ないし第3受益権がそれぞれAAA、AAA、BBB格相当の信用力を持つために必要な劣後比率を算出した。上記のようなキャッシュフローの特徴から、本件は管理債権発生率の想定レベルにより、各受益権に支払われる償還金の量とタイミングが大きく異なる場合がある。このため、分析は考える様々なレベルを想定し、いずれの場合でも目標格付け相当の信用力が維持できる水準を必要劣後としている。

なお、対象債権は債務者数が403と、小口多数アプローチ適用対象プールの中でも少ないほうであることを勘案して、いわゆるCDOアプローチによる必要劣後比率も補完的に算定している。CDOアプローチでは、CRDによる推定デフォルト率に、モデル誤差などによる影響を調整した値を個別債務者に割り当て分析を行っている。最終的に各受益権に与えられている劣後比率は、上記両手法により算出された劣後比率の水準を幾分下回るも

のになっている。

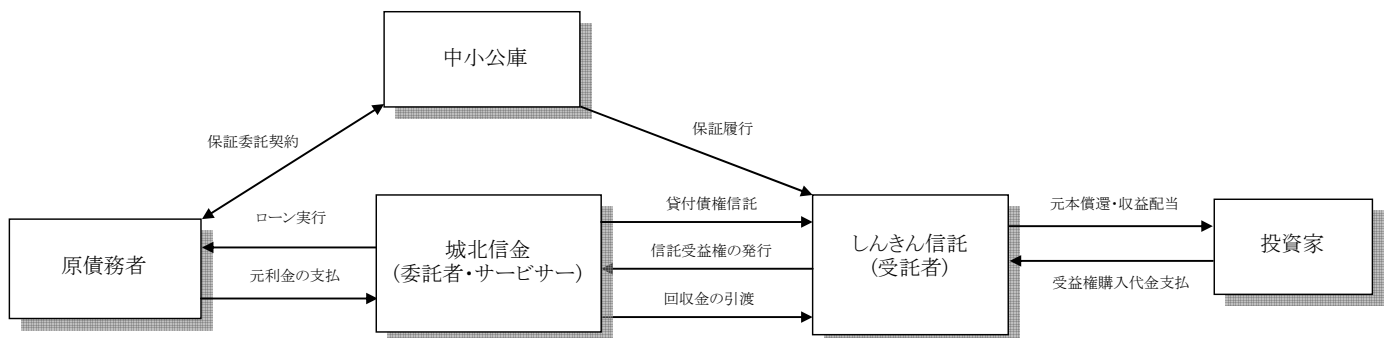
6. 格付け評価

- (1) 本スキームに基づく本受益権の元本償還、配当交付にかかるリスクは、信用補完措置および仕組み上の工夫によって、各受益権の目標とする格付け相当の水準に縮減されている。
- (2) 関係当事者の本スキーム運営にかかる事務遂行能力に懸念すべき点はみられない。
- (3) 以上を総合的に判断し、本受益権を、第1受益権および第2受益権については「AAA」、第3受益権について「BBB」と評価した。

以上

(シニアアナリスト 荘司 秀行・アナリスト 菊池 理恵子)

【スキーム図】



格付けは、信用すべき情報に基づいたJCRの意見の表明であり、その正確性、完全性、特定の目的への適合性等は一切保証されておりません。また、格付けは、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の売買・保有を推奨するものではありません。格付けは原則として発行者から対価を受領して行っております。

※無断コピー・転送は固くお断りします。

株式会社 日本格付研究所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

<情報提供電子メディア(検索コード)>

BLOOMBERG (和文: JCRA / 英文: JCR) REUTERS (EJCRA)

QUICK (和文: QR / 英文: QQ) TELERATE JIJI PRESS

<お問い合わせ先>

TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026 担当: 情報・研修部

<http://www.jcr.co.jp>

【属性データ】

○地域別

| | 件数 | 割合 | 金額 | 割合 |
|-----|-----|---------|---------------|---------|
| 東京都 | 271 | 67.25% | 6,658,500,000 | 70.73% |
| 埼玉県 | 127 | 31.51% | 2,636,000,000 | 28.00% |
| 千葉県 | 5 | 1.24% | 120,000,000 | 1.27% |
| 合計 | 403 | 100.00% | 9,414,500,000 | 100.00% |

○売上高別

| | 件数 | 比率 | 金額 | 比率 |
|-------------|-----|---------|---------------|---------|
| 1億円以下 | 71 | 17.62% | 623,000,000 | 6.62% |
| 1億円超5億円以下 | 195 | 48.39% | 3,740,500,000 | 39.73% |
| 5億円超10億円以下 | 76 | 18.86% | 2,537,000,000 | 26.95% |
| 10億円超15億円以下 | 28 | 6.95% | 1,095,000,000 | 11.63% |
| 15億円超20億円以下 | 4 | 0.99% | 170,000,000 | 1.81% |
| 20億円超 | 29 | 7.20% | 1,249,000,000 | 13.27% |
| 合計 | 403 | 100.00% | 9,414,500,000 | 100.00% |

○業種別

| 業種 | 件数 | 割合 | 金額 | 割合 |
|-------|-----|---------|---------------|---------|
| 製造業 | 154 | 38.21% | 3,404,500,000 | 36.16% |
| 建設業 | 82 | 20.35% | 1,801,000,000 | 19.13% |
| サービス業 | 43 | 10.67% | 1,071,000,000 | 11.38% |
| 卸売業 | 38 | 9.43% | 737,000,000 | 7.83% |
| 小売業 | 36 | 8.93% | 845,000,000 | 8.98% |
| 運輸業 | 20 | 4.96% | 621,000,000 | 6.60% |
| 不動産業 | 17 | 4.22% | 575,000,000 | 6.11% |
| 飲食業 | 5 | 1.24% | 147,000,000 | 1.56% |
| 情報通信業 | 4 | 0.99% | 98,000,000 | 1.04% |
| その他 | 4 | 0.99% | 115,000,000 | 1.22% |
| 合計 | 403 | 100.00% | 9,414,500,000 | 100.00% |



News Release

○CRD デフォルト率別

| | 件数 | 比率 | 金額 | 比率 |
|-------------|-----|---------|---------------|---------|
| 0.1%以下 | 18 | 4.47% | 321,000,000 | 3.41% |
| 0.1%超0.2%以下 | 64 | 15.88% | 985,500,000 | 10.47% |
| 0.2%超0.3%以下 | 64 | 15.88% | 1,190,000,000 | 12.64% |
| 0.3%超0.4%以下 | 50 | 12.41% | 1,011,000,000 | 10.74% |
| 0.4%超0.5%以下 | 50 | 12.41% | 1,249,500,000 | 13.27% |
| 0.5%超0.6%以下 | 34 | 8.44% | 1,000,500,000 | 10.63% |
| 0.6%超0.7%以下 | 26 | 6.45% | 784,000,000 | 8.33% |
| 0.7%超0.8%以下 | 17 | 4.22% | 468,000,000 | 4.97% |
| 0.8%超0.9%以下 | 18 | 4.47% | 507,000,000 | 5.39% |
| 0.9%超1.0%以下 | 14 | 3.47% | 353,000,000 | 3.75% |
| 1.0%超1.1%以下 | 11 | 2.73% | 310,000,000 | 3.29% |
| 1.1%超1.2%以下 | 15 | 3.72% | 485,000,000 | 5.15% |
| 1.2%超1.3%以下 | 6 | 1.49% | 185,000,000 | 1.97% |
| 1.3%超1.4%以下 | 8 | 1.99% | 330,000,000 | 3.51% |
| 1.4%超1.5%以下 | 8 | 1.99% | 235,000,000 | 2.50% |
| 合計 | 403 | 100.00% | 9,414,500,000 | 100.00% |

○貸出額別

| | 件数 | 比率 | 金額 | 比率 |
|---------------|-----|---------|---------------|---------|
| 1000万以下 | 155 | 38.46% | 1,177,500,000 | 12.51% |
| 1000万超1500万以下 | 24 | 5.96% | 350,000,000 | 3.72% |
| 1500万超2000万以下 | 59 | 14.64% | 1,173,000,000 | 12.46% |
| 2000万超2500万以下 | 8 | 1.99% | 197,000,000 | 2.09% |
| 2500万超3000万以下 | 56 | 13.90% | 1,669,000,000 | 17.73% |
| 3000万超3500万以下 | 6 | 1.49% | 207,000,000 | 2.20% |
| 3500万超4000万以下 | 10 | 2.48% | 396,000,000 | 4.21% |
| 4000万超4500万以下 | 1 | 0.25% | 45,000,000 | 0.48% |
| 4500万超5000万以下 | 84 | 20.84% | 4,200,000,000 | 44.61% |
| 合計 | 403 | 100.00% | 9,414,500,000 | 100.00% |

格付けは、信用すべき情報に基づいたJCRの意見の表明であり、その正確性、完全性、特定の目的への適合性等は一切保証されておりません。
また、格付けは、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の売買・保有を推奨するものではありません。
格付けは原則として発行者から対価を受領して行っております。

※無断コピー・転送は固くお断りします。

株式会社 日本格付研究所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

<情報提供電子メディア（検索コード）>

BLOOMBERG（和文：JCRA / 英文：JCR） REUTERS（EJCRA）

QUICK（和文：QR / 英文：QQ） TELERATE JIJI PRESS

<お問い合わせ先>

TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026 担当：情報・研修部

<http://www.jcr.co.jp>